

行政・NPOの協働会議 第2回 委託部会

日時：平成19年9月20日 12:00～13:30

場所：ひょうごボランティアプラザ セミナー室

出席者：前川、柳田、能島、田中、鬼頭、実吉、荻野、池田（敬称略）

1 委託に関する事例を各委員から報告いただく。

- * アドバイザー交通費は、事業費か直接人件費とも考えることが出来る。
- * 人件費単価は、給与（社会保険を含む）の総額から、1日あたりの給与単価を算出して計算している。
- * 管理費は、事業に関する管理費と組織の管理費と二種考えられる。
- * 日本のNPOと比べ、国連を通じてパキスタンを支援する活動をしている人の人件費の単価は高い。それは専門的知識を鑑みて設定されているからである。
- * 事業の人件費のNPO自体の運営に携わる専従職員の単価は、NPOの総事業費から割り出している。
- * 現在の委託事業は、一般管理費には事務局人件費は入らない。
- * 委託費の中には、管理費が対象外となるものもある。
- * 委託に関する間接経費についての考え方は、行政側の各課で定められている。
- * 委託費の予算の中に、人件費が入っていない場合がある。人件費が保証されていないと、実際の事業は誰が行うのか受ける側は不思議になる。
- * 委託事業で、人件費の算出の根拠が不明確。少なすぎる場合が多い。
- * 現在、管理費は総事業費の5%。しかし、それでは足りなし。将来的には8%は確保していきたいと思っている。
- * 「公契約条例」の中では、最低限の運営に必要な金額は委託費の中で保証する必要があると提起している。現在は、NPO＝ボランティアだからと、委託の際に最低賃金以下の人件費設定をされることもある。

出てきた疑問点

- * 人件費は管理費を勘案し、単価設定する必要があるのではないかな。
- * 常勤雇用の職員を委託の際に、事業等で人件費に計上できるよう提案することができるか。
- * 経験年数や知識などを勘案した人件費の単価設定をしてもよいのか。設定した場合、その裏づけができるのか。
- * そもそも間接経費の定義は何か？
直接その事業に係らない経費。電話代や光熱水費など、恒常的に必要となる経費ではないか。そのため、委託の際にも、その事業の分として分割し計上することが難しく、領収書も出せない。
- * 受託者自身の備品や資産を有効利用できないのか？
領収書がとれない経費は、通常認められないことが多い。

今後の方針

- * 委託を受ける側、する側の両者において基準となる考え方を検討し、請負事業・委託事業・補助事業などの契約内容のモデルづくりを行う。